

＝初めて化粧品を製造又は輸入しようと考えておられる業者の方へ＝

◆行いたい事業と必要な許可の種類早見表◆

行いたい事業等		必要な許可の種類	備 考
1	製造をしたい。	化粧品製造業	
1.1	化粧品を製造したい。	化粧品製造業（一般）	
1.1.1	化粧品の一部工程を受託して行いたい。	化粧品製造業（一般）	
1.2	包装、表示、保管のみの製造をしたい。	化粧品製造業（包装、表示、保管）	保管のみを行う等包装、表示、保管の一部のみを行う場合を含む。
2	元売り（発売）をしたい。	化粧品製造販売業	製造は自社で行わない。
2.1	化粧品を元売り（発売）したい。	化粧品製造販売業	
3	製造も元売り（発売）もしたい。	化粧品製造業＋化粧品製造販売業	製造業の種類については1を参照下さい。 製造販売業については2を参照下さい。
4	輸入販売をしたい。	化粧品製造業（包装、表示、保管）＋化粧品製造販売業	輸入販売を行う事務所と保管場所が同一所在地の場合。
4.1	輸入販売をしたい。（事務所のみ）	化粧品製造販売業	保管は他社が行う場合。
4.2	他社が輸入した製品の包装、表示、保管のみを行いたい。	化粧品製造業（包装、表示、保管）	輸入は他社が行う場合。